

## 新旧対照表

【関税率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第12節 特定用途免税</p> <p>(条約の規定による特定用途免税)</p> <p>15-10 法第15条第1項第10号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては次による。</p> <p>(1) 令第25条の2に規定する用語の意義については、次による。</p> <p>イ～ホ (省略)</p> <p>△ 同条第7号に規定する「グローバル戦闘航空プログラム(GCAP)政府間機関の設立に関する条約第35条(2)の規定に該当する貨物」とは、グローバル戦闘航空プログラム政府間機関(GIGO)が公用のために輸入する物品をいう。</p> <p>(2) 令第25条の3第1項に規定するもののうち令第25条の2第1号、第3号、第5号から第7号までに規定する貨物に係る提出書面は、「機械類等免税明細書」(T-1270)とし、また、同条第2号及び第4号に規定する貨物に係る提出書面は任意の様式とし、それぞれ2通(原本、事後確認用)(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。(関税率法基本通達7-4参照))を輸入(納税)申告書に添付して提出することを求める。この場合において事後確認用の処理については、前記15-1の(14)の規定に準ずる。</p> <p>なお、同条第2号に規定する貨物に係る場合であって、かつ、その理由が緊急性を有する等その他税関長が真にやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p>	<p>第12節 特定用途免税</p> <p>(条約の規定による特定用途免税)</p> <p>15-10 法第15条第1項第10号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては次による。</p> <p>(1) 令第25条の2に規定する用語の意義については、次による。</p> <p>イ～ホ (同左)</p> <p>(新規)</p> <p>(2) 令第25条の3第1項に規定するもののうち令第25条の2第1号、第3号、第5号及び第6号に規定する貨物に係る提出書面は、「機械類等免税明細書」(T-1270)とし、また、同条第2号及び第4号に規定する貨物に係る提出書面は任意の様式とし、それぞれ2通(原本、事後確認用)(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。(関税率法基本通達7-4参照))を輸入(納税)申告書に添付して提出することを求める。この場合において事後確認用の処理については、前記15-1の(14)の規定に準ずる。</p> <p>なお、同条第2号に規定する貨物に係る場合であって、かつ、その理由が緊急性を有する等その他税関長が真にやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(3)～(5) (同左)</p>